全建総連岐阜建設労働組合

令和８年度「フルハーネス型安全帯使用作業」特別教育講習のご案内

墜落・転落による労働災害を防止するため、平成 30 年 6 月 19 日に労働安全衛生規則等の改正が行われ、「墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」の特別教育（以下、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」という）の実施が義務付けられ、平成 31 年 2 月 1 日に施行されました。高さが 2 メートル以上の箇所にあって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）を行う方が対象となります。当組合では、標記特別教育講習を下記のとおり開催いたします。この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

１ 開 催 日 時　令和 8 年 9 月 30 日（水）
午前 9 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分（受付:午前 9 時 15 分から）

２ 場　　所　全建岐阜厚生会館　（全建総連岐阜建設労働組合）
岐阜市薮田南 3 丁目 9 番 5 号　　電話（058）274－3131

３ 講 習 内 容

≪学科≫	1. 作業に関する知識	1 時間	
	2. 墜落制止用器具に関する知識	2 時間	
	3. 労働災害の防止に関する知識	1 時間	
	4. 関係法令	0.5 時間	
≪実技≫	5. 墜落制止用器具の使用	1.5 時間	**合計 6 時間**

４ 受　講　料（テキスト代込）
◆組合員　6,000 円
◆組合員以外　10,000 円
◆連携団体会員　8,000 円
↳（（一社）東海木造住宅協会、ぎふの木の住まい協議会）

５ 申 込 期 間　令和 8 年 7 月 17 日(金)～令和 8 年 9 月 18 日(金)

６ 定　　員　20 名（定員になり次第締切り/受講者が僅少の場合、中止することがあります）

７ 申 込 方 法　「申込書」に必要事項をご記入の上、**写真 2 枚(3㎝×2.5㎝)、運転免許証や健康保険証等（公的に氏名・生年月日が分かるもの）の写しを貼付**し、以下へ申し込み、受講料等を納入して下さい。

送付先　〒500－8384　岐阜県岐阜市薮田南３丁目９番５号 全建総連岐阜建設労働組合県本部
受講料の振込先　東海労働金庫　岐阜支店（普通）３７７１９６ （名義人）全建総連岐阜建設労働組合県本部

８ そ　の　他（１）振込手数料は、お振込人払いでお願いします。
（２）ご都合により受講をされない場合でも、受講料はお返しできません。
（３）受講者が僅少の場合には、講習を中止することがあります。
（４）筆記用具（鉛筆・消しゴム）と送付致します「受講票」を持参下さい。

お問い合わせ　全建総連岐阜建設労働組合　電話(058)274-3131　FAX(058)274-3133